

來「ジャクソン」の意見は米國政治家の通弊に陥りたる者、即ち自餘の政治的野心を充たさんとするに出で公正なる見地よりなしたるものに非ず、大統領も亦撰擧民の奴隸となりて自説に非ざるの意見をば熱心に自説として主張せざるべからずとは氣の毒の事共なり。

中央銀行即ち合衆國銀行即ち國立銀行は、斯く相次で不成果に陥りしに、州立銀行の數は其間に於て益々増加し、一八三〇年には三二九行なりしに一八三五年には七〇四行となり、流通銀行券は六千万弗より一億三百万弗に増加したり。然るに彼等の營業振りは餘りに亂暴余りに投機的にして、爲めに一八三七年には何れも支拂を停止するの窮境に陥り、銀行券の價格は一割乃至二割の下落を告げたり。而して此銀行的恐慌により中央政府の大に困難を感したるは政府預金の一事なり、是れより先き同政府は一八三六年の法令に基き四千万弗許を數多の州立銀行に預け入れたりしに、諸銀行は斯る不始末に陥りたるを以て、一八四〇年より銀行以外に政府の機關を設け以て之をして歳入の收納及び保管等の事を扱はしむる事となしたり。

一八三七年乃至三九年の恐慌の如何に銀行に對する大打撃となり之が業務を縮少せしめたりしやは、左表により明かに之を知るを得べし。

年次	銀行數	資本高 百万弗	流通銀行券 百万弗	預金 百万弗	總債務 百万弗
一八三七年	七八八	二九〇	一四九	一二七	六六七
一八四三年	六九一	二二八	五八	五六	三七二

内國銀行當時の狀態は大躰上右の如しと雖、此大領土内に於ける各州各部の銀行に付ては種々異りたる點ありて、東部諸州殊に「ニュー・イングランド州」の如き最古の且つ文明の堅固に植えつけられたる地方にては銀行數は比較的多かりしも、之が發行銀行券は株金に對して能く其比例を保ち、又營業振りも堅固確實なりしも南部及び西部諸州にては銀行券の發行高は不比例に多く且つ營業も多少投機的に傾きたり。

東部諸州中殊に多くの銀行を有したる「マサチューセツト州」(合計一八行を有し内三二行は「ポストン」に在り)にては銀行業は健全に發達し、銀行券及び預金に比し多くの資本金を有し、假令ば一八五四年には二千五百万弗の銀行券及び二千万弗許の預金に對し資本金は五千七百万弗許の巨額に達し來りたり。

紐育にては之を「ニュー・イングランド」に比すれば、銀行業の確實にして、整頓せるの點に於ては一籌を輸するの實なきに非ずと雖、一八三七年の大恐慌(六一八)の銀行をして支拂を停止せしめたるもの(その後同州にては、一八三八年に一の新銀行法を布きたり、而して此銀行法こそ一八六三年六四年の合衆國銀行法の標本模範となりたるものなり。同法は一八四〇年及び一八五一年に於ける小修正を経て如何なる銀行にても銀行券を發行し得るものとなりたりと雖、之を發行するには國家の特別なる監督の下に立たざるべからずして、諸銀行は同一の形狀様式を備へ各々其銀行の名稱を記しあるの銀行券を政府より受取り、十萬弗より少からざるの國債證券を大藏省に預け入れたる後之を發行するものにして銀行にして銀行券引換の要求に應じて直ちに之を兌換せざるときは、監理者は之に立ち入り十四日の後に至るもなほ引換の義務を果さざるときは、監理者は其銀行より向きに政府に預け入れたる國債證券を賣却し、夫れより得たる現金を以て其銀行にて發行したる總ての利子を受取る事となしたり。此銀行法は爾後廿年間に於て他の十二州の模倣する所となり、流通總銀行券の半額以上は此方法により支配せらるゝに至れり。

紐育にては新銀行法により銀行券に對する干涉制限をなし、他の州にても追々に之に倣ふ者を生じたるは前述の如しと雖、一八三六年乃至六〇年間には自由放任主義は他の多くの州の銀行政策の上に行はれ、合衆國に於ける銀行業の大膨脹を促したり。即ち一八三七年乃至三九年に於ける恐慌の全弊を承けたる銀行界は一八四三年には六九一行總資本高二億二千八百萬弗に減少したるも、一八六〇年には一五六二行總資本高四億二千百萬弗に増加し、銀行券の流通高も亦大増加をなし同年には二億七百萬弗の巨額に上れり。而して總銀行の平均高により觀察すれば發行銀行券と之が準備との割合も決して不都合なりと云ふを得ざりしと數多の銀行中には極めて少許の準備金を有するに過ぎざる者あるを免かれざりし。當時同國銀行券の總高は敢て多大に失したるに非ざりしも頻々恐慌を生じ(一八三七年乃至三九年四七年五七年)以て經濟界を混亂せしめたるにより、世人は之が大原因の銀行家の不要愼にして投機的事業を營むに在るを知らずして、多くは銀行券濫用の致す所となし遂に全國諸州に共通するの新合衆國銀行法の制定

を促すの氣運に向ひ、中央政府も亦南北戦争より生ずる財政の困難を救済するの手段として、新銀行法を案出し、是れよりして国立銀行の全勝時代に入れり。

南北戦争の爲めに改定の必要を感ずるに至りたるの銀行制度は、専ら政治上財政上の點に重きを置き、銀行券を以て専ら流通貨幣の任務を行ふものとなし、信用的手段となるの性質の如きは、當局者の藐視する所となりたり。即ち銀行法をば通貨の供給法 (an act to provide a national currency) と稱したるにより、其然るを知るに足るべし。従つて政府は通貨主義より銀行券を觀察するにより、之が発換に重きを置き、國庫をして之が保證をなさしむる事となしたり。以下新銀行法の大要を觀察せんに、

戦費に充つる爲め合衆國國債の募集發行を要し、従つて之を發行し得るの手段を見出さざるべからずして、之よりして、中央政府は銀行法制定の方策を取り、之により一方には國債の始末をなし、他の方には多くの紙幣を發行するを避け、銀行にて發行するの銀行券を利用せんとし、既に一八六一年に一の銀行法案、新たに數多の国立銀行 (National bank) を創立し、之をして國債證券を政府に預け入れしめ、之を保

證準備として一定の銀行券を發行せしむるの法案を提出したり、是れ則ち一八六三年六四年の銀行法なり。

此銀行法は或る關係よりして急に數多の国立銀行の設立を促すを得ずして、一八六三年末には僅かに一三四の国立銀行を有し、一八六四年の前半期末には四五〇行に増加したるに過ぎざるを以て、同年同法を修正し、以て国立銀行の増設を便にし、夫れより一八六五年に州立銀行發行銀行券には一割の課税をなすの法令を發したるにより、州立銀行は爲めに存続するを得ざる事となり、續て国立銀行となるに至り、一八六六年七月一日には既に一六三四の国立銀行を有する事となりたり。新銀行法によれば銀行券を發行せんとする国立銀行は國債を抵當として、中央政府に納め、銀行は其納め入れたる國債の利子の下付を受く、政府は之に對し銀行券を交附するも、其額は預け入れたる國債の時價及び名稱價の十分の九以上なるを得ず。又資本金の多寡により銀行券を發行し得るの割合を異にし、資本金にして多ければ多き丈、之が割合は減少するものとす。又銀行券は何れも同一の形式寸法なるも、各行により署名人即ち責任者を異にし、又各国立銀行は他国立銀行の

銀行券を受取るの義務を有し、國庫も特に正貨を以て支拂ふべしとの規定をなしたる場合の外は之を受取らざるべからざるも、此銀行券は一箇人に對しては法貨に非ずして、此點政府發行の紙幣と異り、後に至り銀行券の兌換は國家の手にて之を爲し以て累を公衆に及ぼさざるの手段を取る事となり、之が報酬として國家は銀行より種々なる利益を受取りたり。

右の如く新銀行法の目的は國立銀行をして銀行券發行の條件として國債を政府に預け入れしめ、以て之が需要を増加し、一方には當時國民を苦めしたる不換紙幣の外に健全なる銀行券を流通せしめ、以て通貨を整理するに在りて、銀行券の他の重要任務なる信用の手段たるの點には餘り重きを置かず、(此制度に倣ひたる我國立銀行創立の目的及び欠點も之と同様なり)同銀行法は發行すべき總銀行券を三億弗に制限し(此外は四億五千萬弗の紙幣あり)且つ之が流通區域をも限定したるも、此一事は各州の經濟金融狀態に適合せざるものありて、或る州或る地方にては銀行券の配賦高多きに失し、他は之に反する爲め配賦されたる丈の銀行券は疾くに發行し盡して、經濟的需要を充たすに足らざる爲め新たに設立せらるゝの

國立銀行あるも、最早銀行券を發行するの餘地なきより大に是等の地方に於ける銀行の發達を妨げたり。

南北戰爭の當時及び平和克復後十數年の間には本法により一方には相場の下落し居りたる國債證券を買入れ、之を政府に預け入れて六分乃至七分の利子を得他の一方には之により銀行券發行の特權を得るの一事は、銀行に取つては大に利益あるの事なりしも、爾來財政經濟の狀態の平靜に復し政府は銳意國債の償却をなし、國債の次第に減少するにつれ之が利子は低下せられ、之が價格は反對に騰貴して平價以上となりたるを以て、銀行の利益は以前の如くなる能はず、即ち一八六五年には總額廿八億四千五百萬弗(不換紙幣をも含む)の巨額に達せし國債は、一八八三年には十四億五千萬弗となり、國債證券の最高利子は四分五厘に低下せられ市場にては三分利の國債は平價を保ち、四分利の分は平價以上一割三分、四分半利の分は同二割二分に達せり。而して當時銀行にて四分半利の國債を此相場にて買入るゝものが償却期限は近く七八年の後に迫り其時には平價にて償却を受けざる可からず。又四分利の國債は償却期限に達するなほ遠しと雖、平價以上一割

三四分の相場にて買入れ之を政府に預け入るゝも、銀行は之が名稱價即ち平價の九割丈の銀行券を發行し得るに過ぎざるを以て、是れ亦算盤珠に合はず。而して是れ迄銀行にて政府に預け置きたる國債證券は、年々大に償却せらるゝを以て此際銀行の取るべき手段は或は三分利の國債を買入れて是れは何時にても償却せらるゝもの(政府に預け入れ、以て償却せられたるものゝ欠を補ふか、然らずんば政府へ預け置きたる國債高の減ずる丈、其比例を以て銀行券の發行高を減少するの外なく、銀行の多くは後者を取りたり、従つて銀行券は人口の増加し、國民經濟の偉大なる速力を以て發達して益々多くの通貨を要するの時に於て益々減少する事となり、即ち流通銀行券は一八八一年には三億二千五百萬弗なりしに、一八九〇年には既に一億二千三百萬弗に減少したり。此通貨の減少欠乏を補ふには他の方法に出でざる可からずして、政府は一八七二年二月廿八日の *Pland bill* 及び一八九〇年七月十四日の *Sherman bill* に基き、國庫に買入れたる銀券(*Silver Certificate*)を發行流通せしむる事となしたり。(ブランドビルによれば、國庫は毎月二百萬、オンズ即ち六二、二〇七、キログラムの銀を買入るゝものにして、之により一八七八年乃

至九〇年の間に於て總額二億九千百萬、オンズ許を、一、オンズ平均一弗六、センツの價にて買入れたり、又、シニアマンビルは國庫をして毎月四百五十萬、オンズの銀を買入れしむるものにて、同法は一八九三年十一月一日に廢止となりたるも、僅々三年半許の間に於て國庫は一億六千八百六十七萬、オンズを一億五千五百九十弗にて買入れたり。此銀券の一八九五年九月に於ける流通高は三億三千萬弗にして、其外一億四千三百萬弗の大藏證券の流通を見たり。

一八九〇年後殊に一八九三年、シニアマンビルの廢止後は銀行券の流通高は多少の増加をなし、殆んど二億弗に達したりと雖、人口の大増加經濟の大發達をなしたるに比すれば、通貨としても信用の手段としても益々其勢力を減ずるに至り一八七八年には銀行券の總額は通貨全額(正貨紙幣銀券及び大藏證券)の三割八分を占めしと雖、一八九七年には僅かに一割一分五厘となりたり、然るに此年間に於て銀行の數は七割七分を之が總資本高は四割を、之が預金は一億四割三分を増加せり。合衆國にて國債全額を償却し終るは遠きに非ざるべく、(米西戰爭前には此時期を以て一九〇七年となしたりしも、此戰爭の爲めに更に償却期限の延長を見るに至

れり、其場合には他に新方法を見出すに非ずんば銀行券の全滅を見るに至るべし、従つて近時之が永續に關し種々の考案を運らし法策を立つるものあり。之を要するに此銀行券發行法の弊は毫も彈力を有せずして、時世の如何需要の如何により發行高を増減伸縮し得ざるにあり、假令ば一八九三年の恐慌の如きも國立銀行にて一時多くの銀行券を發し、以て急激なる資金の需要に應ずる能はざるよりして、益々其氣焰を逞うするに至れり。

第六章 日本帝國銀行發達史

我邦にては今日の意義に於けるの銀行業は維新後模範を歐米に取りたるより始まるものなりと雖、元來銀行業の如きは學理學說より胎み出さるゝに非ずして、國民經濟の必要上自然に發生發達するものなるを以て、我邦にても國民間に經濟交通の行はるゝに至りたるより、自ら此種の信用機關を有するに至れり。假令ば信用機關の一種なる質店は古代より存在し、今を距る四百六十七年前即ち一四三三年に、政府は之に對して左の法令を發したり。即ち第一は日用品を質入する事を得る事にて、此期限を衣類は一ヶ年武器類は二ヶ年を限りとする事、第二は利子の

制限にして、之が最高額は五割を限度となす事、第三は此業を營む者の財産責任に關する事にして、質屋にして充分なる資力を有せざる者は罰せられ、若し不都合の所爲あり失踪するときは、之が居住地の人々は連帶して之が責を負ふべきものとなしたり。

又一五四四年には國內の利子の制限に關する法令出で、之により抵當物若しくは保證人付きの貸金利子は二割其他は三割を超過するを得ずとなし、質屋は之が爲め一大打撃を受けたりしが、其後徳川百ヶ條にて債權者は八ヶ月を經過したるときは質物を賣却し得る事となりたり、是れ則ち質流れの濫觴なり。此百ヶ條の制定せられたる頃、即ち一七四四年には所謂札指なる者百九人ありて一種の銀行業を營みたり。本來札指は政府の米廩の看守にして此米廩にて祿米を士族に支拂ひたるものなるに、之が支拂を受くる者は支拂券を得るも通例直ちに之を受取るを得ざるを以て、看守に依頼して之を受取らしむるの手段に出でしが、後には看守は其場にて直ちに支拂券を割引するの權を有するに至れり。而して其一旦割引したる支拂券は支拂期限に至り之を米廩に呈示し、券面記載の米穀を受取り、以て

此取引を完了したり。是等の關係よりして米廩の看守即ち札指は、追々に利益を博取して富裕となり、益々此業務(以前は内職となしたるもの)を擴張し、士族に對し抵當の下に若しくは抵當なしに貸金をなす事となり、政府も亦多くの游金あるを以て彼等をして一定の條件の下に(貸金に對し之が二倍半の抵當物を取る事、政府に五分の利子を支拂ふ事等)之を利用して貸付けの業を営ましめたり。是れ即ち資金を一方より取つて之を他の一方に移すものにして、取も直さず一の銀行業なりしなり。而して此業務は明治六年まで持續したり。

右の外大坂は、數多諸侯の有する米廩の所在地にして、且つ商業の中心點なりしを以て、銀行の業務は種々の形ちに於て行はれ、十七世紀末には手形の事務は大に擴張せられたり。此手形の行使は元祿の頃大坂にて有名なりし天王寺屋五兵衛の創意に出でたるものなりと云ふ、夫れより之が使用は益々擴張せられ、大に商業家に便利を與へたり。當時に在つては兩換商は今日に於けるの銀行にして、顧客が兩換商宛ての手形を振出すは毫も顧客と銀行間との關係に異らず、又兩換商中の兩換商として親兩換なるものあり、其普通兩換商との關係はなほ中央銀行の普通

銀行に對するが如し、唯親兩換は大なる兩換商にして、其數三五に止まらず、中央銀行の如く唯一ならざるの差あるのみ。又手形の引合せとて之が保證をなす事も行はれたり、手形の受取人が之を振り宛てられたる兩換商に示し、其確實なるや否やを見るもの。又手形の裏書然たる事も行はれ、又銀行の振出し手形即ち預り手形又今日の小切手の如きもの其他當時貸越し勘定藏敷證書譲り證書債權を他に讓る事(約束手形等も、盛んに商業者間に流通使用せられたり)。

維新草創の際諸事破壊を事としたるを以て信用制度、信用機關の如きも根底より震蕩せられたり。従つて大坂の銀行家中其業を廢止したる者あり、或は業務の範圍を縮少したる者あり、且つ信用は大に破壊せられたるを以て取引は單に現金のみにて行はれ、従つて通貨缺乏の嘆聲は次第に高まり來りたり。是に於てか政府は金融の利便を疏通するの目的を以て爲換會社を起し、自ら資金を出して之を保護したりしも、成効の大に見る可きものなかりき(明治元年より八年まで政府は之が爲め七、六四、三七、六圓を支出したり)。

此間に於ける國運の進歩と共に國民中の一部は次第に世界の大勢を解するに至

り、歐米に於ける銀行の事情も亦多少世人の稔知する所となり、政府は米國の例に倣つて國立銀行(National bank)を創立するの義を決し、五年に國立銀行條例を制定したり。我邦は維新の當初には諸事米國に模倣したり、經濟財政上の大問題なる銀行法、貨幣法國債の募集法の如き何れも然らざるなし。此當時政府は金札引換公債證書を發行するの策を立て以て次第に下落し來りたる紙幣の價格を維持恢復せんとし、明治五年中に紙幣を銷却し終らざる時は、政府は何時にても未銷却の紙幣を持參したるものに對して此公債證書を交附する事となし之が利率を六分となし、又金貨にて此公債の元金を銷却する事となしたり。而して政府は此新公債發行の一方法、換言すれば紙幣銷却の一手段として新設の國立銀行をして其資本高の十分の六は、金札公債證書を以て之を大藏省に保管せしめ、銀行は資本高十分の六に相當するの紙幣を政府に提出し、之に對して夫れ丈けの公債の交附をうけ、更に之を大藏省に預け入るゝものにして、政府は其受入れたる紙幣を其儘銷却するを以て銀行資本高の十分の六丈けは金札公債の發行となると同時に、紙幣の銷却となるの理なり、此預け入れたる額に對し同省より夫れ丈けの銀行券を交附す

るものなり。而して銀行は國立銀行條例により資本金の殘高即ち總資本の十分の四は、銀行券の引換準備として正金を用意すべきものなるを以て、其銀行券は無制限なる兌換券なりしなり、政府は國立銀行監督の爲め大藏省内新たに銀行局を設けたり。斯くの如くにして政府は國立銀行の創立により、一舉して金融の疏通及び紙幣の銷却整理の大目的を達せんとし、此條件の下に起りたるは東京に於ける第一、第五、横濱の第二、及び新潟の第四銀行の四行にして、資本金合計三百六十五萬圓即ち發行し得べき銀行券總額は二百十九萬圓なりし。然るに當時市場には一般に不換紙幣流通し居りたるを以て、人々正貨の需要急なるにより、銀行にて銀行券を發行すれば忽ち正金の取付けに遇ひ、從つて發行すれば從つて取付けられ銀行券は忽ちにして銀行の庫中に復歸し、正金準備は忽ち減少するの實況を呈せり。此銀行法は井上澁澤時代に成りしものなり。

明治七八年の交に於て信用的恐慌起り、彼の有名なる小野組及び島田組の破産あり、七年十一月小野組は七百萬圓の負債を以て倒産したる爲め、之が影響をうけて破産したる商家も少からず、政府も同組の爲め七十五萬圓餘の損失をなしたりた

るより、金融機關は益々縮少せられ、資金の缺乏太甚しきに至りたるを以て政府は（大隈時代）益々銀行増加の必要を感じ、從來の銀行も亦正金流失し銀行券復歸するの困難に堪え得ずして絶えず準備制度の変更を愁訴嘆願したり。是に於てか政府は銀行條件を改正し、一面には之により數多銀行の創立を促し、以て金融を圓滑にし、他の一面には秩祿奉還の士族輩を經濟的事業に就かしむるの途を開かんとしたり。明治九年八月奉還したる秩祿に對する年金廢止の令出で、之に代えて五分乃至一割の利息付きの公債證書を交附する事となりたり。然るに此公債證書の交附により從來少祿を有したる者のみは以前と殆んど同額の收入を得るも、其他は何れも大に收入を減じたるのみならず、彼等も亦坐食すれば山嶽も忽ちにして空しとの俚諺に漏れざるべきを以て、政府は彼等をして此新たに受取りたる公債を基礎として國立銀行を創立せしめ、以て彼等に産業を授くるの手段となさんとせり。然るに從來の銀行條例にては正金準備の關係により、銀行券を發すれば直ちに取り付けられ、實際は之が發行權を有せざると撰む所なきを以て、何人も銀行を起す者なく、既設の四銀行すら之が爲め困厄に瀕し居るを以て、政府は明治九

年秩祿奉還者に年金に代えて金綠公債證書を交附するの強迫令を發する數日前に國立銀行條例に對して大改正を行ひたり。

此改正の要點を一言すれば、國立銀行は創立以後廿年を限り營業するを得、それより後は私立銀行に變ぜざるべからず、而して私立銀行としては銀行券發行權を失ふ事、國立銀行の資本は少く共十萬圓以上ならざるべからずして、人口十萬圓以上を有するの都府にては少く共廿萬圓以上なるを要す、但し例外の場合には五萬圓以上の小銀行の設立を許可するを得る事、大藏大臣は此許可權を有し、實際總國立銀行の四分の一餘は十萬圓乃至五萬圓の資本を有するに過ぎざりし、又前條例は國立銀行の資本最低額を五十萬圓となしたり、銀行は大藏省に對し資本高の八割に當るの公債證書を預け入れ、それ丈けの銀行券の交附をうけて、之を發行するを得る事、預け入るべき公債は額面の價格によるに非ずして市場の相場による、銀行は發行權を有する銀行券總額の四分の一即ち資本總額の五分の一を準備として法貨もて用意し置くを要する事、發行券總類の半數以上は五圓券以下なるを得ざる事、營業は資本總高の半額以上の拂込あるに非ずんば之を開始するを得ざる事等

なり。右の内準備金は法貨もて之をなすの一事は本條例改正の要點にして、當時本邦は紙幣國にして正貨も紙幣も何れも法貨なりし故、此改正により何れの銀行も以前の如く正貨を準備する必要なきに至りたるを以て、何れも不換紙幣を準備したり。又銀行券の受取りを拒む者は罰せられしを以て、銀行券は名義上事實上法貨と同一なりしなり。右の外銀行は改正條例により第一不動産の賣買をなすを得ず、第二製造工業に従事するを得ず、第三自行の銀行券若しくは株券に對して貸付をなすを得ず、第四大藏大臣の許可を得ずして外國銀行と取引をなすを得ず、第五一人に對し總資本高の十分の一以上を貸付くるを得ざる事となりたり。又預金總額に對し少く共之が四分の一は常に準備をなし、此準備の十分の一は公債證書を以てせざるべからざる事となりたり。

此條例改正の精神は、前述の如く公債を受取りたる士族をして相集りて公債を出して株金となし、之が時價に應じて政府より銀行券を受取り之を以て銀行業を營ましむるにありて、銀行は發行し得る銀行券の四分の一を紙幣にて準備するとき、残りの四分の三は自由に之を營業上に使用し割引貸付により相當なる利益を

博し得るのみならず、大藏省へ預け入れたる公債は年々利子を生ずるを以て、銀行は二重に利益を占め得るの理なるを以て、此改正により從來の四銀行は蘇生したるのみならず、之により數多の國立銀行續出し、既に十二年末には一五三行に増加し、資本總額四〇、六一六〇六三圓發行券總額三三、九六五、二八二圓となり、同年に於ける配當は平均一割一分餘なりき、銀行紙幣の最高額に達したるは其三四、三九六、八八〇圓となりたるの時なりし。

政府は右の國立銀行條例改正により金融の疏通と士族に授産との外、政府紙幣の一部を收縮せんとするの目的をも達し得たりと雖、政府は十三年より紙幣の整理に着手したり、當時全國の需要に比し銀行の數多きに失し、爲めに十一年乃至十四年に於ける企業熱の勃興を助長したり。又銀行重役等の多くは士族上りにて商事を解せざるより失敗を醸し易く、政府は各縣廳内に銀行課を設けしめ、二三の官吏を置きて之が監視の事に従はしめたるも、此輩亦多くは銀行事業の何物たるを解せざりき。

國立銀行條例の改正により銀行券は全然不換紙幣となりたり、何となれば之が引

換準備に供せられ之と兌換せらるゝものは不換紙幣なればなり。従つて銀行券の發行はそれ丈は不換紙幣の増發たるの實を呈したり。右の如く銀行の増加と共に銀行券も亦増加に失したるより、十一年來大藏大臣は新設の銀行に對し之が發行銀行券を法定の八割以内に制限するを得る事となり、實際斯くなしたりしも遂には十二年末より國立銀行の創立を許可せざる事となりたり。

政府は十四年以來一層銀行の監督を嚴にし、十六年に至り漸次發行銀行券を收縮し、遂に之が全部を銷却するの法案を確定し、松方時代、之が目的に供する爲め日本銀行(十五年の創立)内に銀行紙幣銷却基金を設け、之により各國立銀行は從來の引換準備金及び年々の純益中より、其銀行にて發行したる銀行券總額の二分半に當るの金額を日本銀行に預け入れ、同行は之を以て公債を買入れ、年々之より生ずる利子を以て銀行券を銷却し、其次第に減じて或る額に達するを待つて基金を以て一時に之を銷却し終る事となしたり。十六年に日本銀行に收めたる基金は七、四〇五、二二〇圓にして、又年々二分半づゝ各銀行より預け入るゝ分は九十萬圓餘な

りし。斯くして年々之が幾分を銷却するの結果、十三年末には銀行券の流通高は三四、一六一、八七〇圓なりしに、廿二年末には二六、七三九、二〇五圓に減じ、二十八年末には二〇、七九六、七八六圓となりたり。つまり基金の目的は斯くして國立銀行營業期限の盡くる迄即ち廿九年乃至卅二年までに悉皆銀行券を銷却するにあり、此満期の時に至れば日本銀行は各銀行より預り居りたる基金即ち公債を引取り、之に對し兌換券を以て其銀行の銀行券に引換ゆるの義務を負ふて此事件を完了するものなり。實際政府は廿九年三月法律第七號同第十一號を以て營業満期國立銀行處分法及び國立銀行營業満期前特別處分法を公布し、同年法律第八號を以て國立銀行紙幣は卅二年十二月九日限り其通用を禁止すとなし、其後滿五ヶ年を以て引換期限となす事を定めたり。是等の法律により各國立銀行は其營業満期に至り、又は満期前に於て私立銀行に變じて業務を繼續したる者多く、遂に卅二年二月には一の國立銀行の存在を見ざるに至り、銀行紙幣も亦着々銷却せられ、卅二年十二月末日に於ける殘高は九七四、九九九圓となりたり。

國立銀行中華族銀行の稱を有する十五銀行は、特別なる歴史により成立したるも

のなるを以て、殊に之を一言するの要あり。同行は最初岩倉右府等の意見により華族をして其受取りたる金祿公債を利用して鐵道鑛山業を營ましむる爲め、一の國立銀行を創立せしめんとせり。然るに十年に西南の亂起り多くの戦費を要せしも、政府は餘り多くの不換紙幣を發行するを欲せずして華族の有する公債を利用せんとせり。是に於てか急に華族をして十年五月に十五銀行を創立せしめ此資本を一七、八二六、一〇〇圓となし、此内より千五百萬圓を政府に借受けたり。而して同銀行の政府に貸付けたるものは政府より受取りたる銀行券中の一千五百萬圓なりしなり。即ち國家は同行をして政府の發行したる公債を大藏省に預け入れしめ、之に對して銀行券を交附し更に之を借受けて利子を支拂ふものなるを以て、國家にて直接に紙幣を發行するは却て經濟的なりしならん。同行は右の如く政府に大貸付けをなしたるに對し種々なる特權を得たり、即ち其營業期限は他の國立銀行の如く廿ヶ年ならずして特に之を卅年となし、銀行券發行額は資本金の八割即ち一四、二六〇、八八〇圓ならずして其上尙二、四〇〇、〇〇〇圓を發行し得る事となし、同行は政府に廿九年まで五分利にて千五百萬圓を貸與したる外、なほ

一六六〇、八八〇圓の銀行券を剩し之を以て普通營業の資金に供し、又政府は同年までは一切之を償還せず同年に至り一時に全額を返付するの約をなしたり、又同行は發行銀行券に對しては之が四分の一即ち三、七五〇、〇〇〇圓の準備金をなすを要せずして、單に七五〇、〇〇〇圓を用意すれば足る事となしたり。又政府に預け入れたる公債も一定の最低價を付し、夫れより以下の相場となる事あるも一切其最低價により之を算する事となしたり、額面百圓の公債にして七十圓に下落するときは大藏省は他の銀行に對して七十圓の相場として之を算するも、十五銀行に對しては其公債に或る最低價假令ば八十圓なる價格を付し公債にして如何に下落するも之を八十圓の價格を有するものと見做すなり、從つて公債にして大下落をなすときは他の國立銀行は其下落より生じたる差額丈けを更らに大藏省に預け入れざる可からざるも、十五銀行は之をなすの要なきなり。然るに十六年の銀行條例の改正により、此特點は總て取除かれたる爲め同行は一時に多くの金額を要したるにより、政府は同年五百萬圓を返却し、殘額千萬圓に對して七分五厘の利子(千五百萬圓に對する五分の利子に相當す)を支拂ふ事となしたり。同行は斯

く資本の大部分を以て政府貸付けに固定したるを以て、純粹なる銀行業を營むの範圍は狹隘にして、利益の大部分は坐して政府より收めたるを以て眞に殿様銀行なりしなり。

廿三年八月法律第七十二號を以て發布せられたる銀行條例によれば、公けに開きたる店舗に於て營業として證券の割引をなし又は爲換事業をなし、又は諸預り及び貸付けを併せ爲す者は、何等の名稱たるを問はず總て銀行なりとなし、大に銀行業者の範圍を廣めたるを以て是亦銀行増加の一因となりたり。

以下各種の銀行に付き講演する所あるべし。

(一) 正金銀行

政府は外國に送金すべき金銀若しくは爲換を買入るゝの必要あり、然るに不換紙幣の基礎の上に立つの國立銀行は此任務に適せざるを以て不得已して外國銀行に依頼せざるべからざるも、其都度相場の変動甚だしく政府の損失少なからざるを以て、種々の計畫を試みたるの末、政府は金銀を得る爲め内密に米及び生糸を外國に輸出し、代理人をして之を賣り捌かしめたるも失敗に終りたりと云ふ者あり。

外國貿易、外國爲換の機關として十三年に正金銀行 Specie Bank を横濱に打立て、之が資本金は銀にて拂込むものとなし、總額三百萬圓中政府は之が三分の一を引受け之に對しては少許の配當を以て甘んずる事となしたり。然るに第一に困難なるは公衆は單に銀にて四十萬圓拂込みたるのみなるの一事にして、政府は不得已殘額百六十萬圓は紙幣にて拂込み得る事となし、銀行は此紙幣もて金札引換公債を買入れ之を抵當に供して大藏省より銀を借り受けたり。第二の困難は營業上の關係にして、外商は從來の取引銀行を守り正金銀行との取引をなさざるを以て政府は同行をして内商を勧誘し直輸出をなさしめ、内商をして地方の茶、生糸の生産者に對して不換紙幣にて前金貸をなし、是等の生産者をして之が報酬として此内商を通じて生産品の輸出を爲さしめ、内商には正金銀行より前金貸をなし、政府は之が資に充てしむる爲め往々同行に對して前金貸をなしたり、而して此生産品の輸出に對し正金銀を外國より受取るときは、先きに前金貸の爲め同行の庫中を出てたる不換紙幣は正金銀と成て歸り來るを以て、政府は之を以て外國へ送金し又は外國爲換を買入るゝの用に供せんとせり。

右の如くにして同行は政府の爲め正金蒐集の任に當り、營業も繁盛の情況を呈し、株券は額面以上三割三分の騰貴をなすに至りしが、直輸出の業は其實充分に成功せずして、一五年には同行は輸出内商に對する前金貸の歸り來らざるより困難に陥り同年末には愈々危急に迫れり。従つて株券は大に下落せるより政府は之が大部分を買收し、十六年四月に至り同行の大改革を行ひ、之により資本は從來の如く銀に非ずして不換紙幣より成立するものとなし、此銀と紙幣との相場差を以て歸り來らざる前金貸即ち缺損の填補をなしたるを以て、表面上は缺損なくして前同一の株金額を保有する事となれり、假令ば三十万圓の缺損ありとし、又、銀紙の開き一圓に付き十錢乃ち一圓の銀貨に對し一圓十錢の紙幣を支拂はざるべからずとすれば、三百萬圓の銀資本金と同一の紙幣の資本金との差は三十萬圓にして是れ丈は紙幣にて資本金を拂込む事となしたるにより剰金を生ずることとなるを以て、之を缺損の補填に充つるときは一の缺損なきに至るなり。然し其實は同一の三百萬圓にても以前は銀の三百萬圓なりしに、是れよりは之に比して相場の低き不換紙幣の三百萬圓となりしなり。此夏よりして同行は再び外國貿易に

關係し、業務も次第に擴張し、同行と外國銀行との間次第に相分業するに至り、彼等は輸入に同行は輸出商に資本を供給する事となりたり、従つて我邦への輸入に對する支拂は我邦にあるの外國銀行に集り、我輸出に對する支拂は外國に在るの正金銀行の支店に集る事となりたり。又外國貿易の關係により、政府及び正金銀行は正金を貯ふるに至りしに、銀の下落により外國にあるの正金は騰貴したるを以て、同行は大なる利益を増したり。其後同行は益々業務を擴張し、輸入商に對しても亦資金を供給する等之と取引をなすに至り、十七年には政府と大なる關係を有し、外債支拂の事を扱ひ居りたる、オリエンタル、バンキング、コルポレーション支拂停止により是等の業務は總て同行の手に移りたり。

廿二年には經濟社會一般に好況を呈し、同行の株券も大に騰貴したるを以て、資本金を二倍にし、國有株券にも私有株券と同一の配當をなす事となし、國有株券は其後帝室の持株となりたり、之と同時に同行條例も幾分か改正せられ、其後廿二年にも小修正ありたり、此改正により同行は普通の銀行同様となりたり。又同行は其營業の不如意なるに當つては、日本銀行に合併せんとの議ありしも、業務の擴張に

つれ沙汰止みとなりたり、外國貿易の機關たる同行と全國の通貨金融を調理するの任を有する日本銀行とを合併するの不可なるは言ふ迄もなし。又日本銀行は同行に對し一千萬圓までは同行の有する外國爲換を低利にて割引する事となり此代りに從來政府より多くの預金をなしたるものは之が利子は二分計りなりしと云ふ、之を日本銀行に移すに至りたるより追々に減少し同行の利益も亦減少する事となりたり。即ち同行の預金高は廿一年には千六百廿四萬圓なりしに、廿二年には右の結果として千二十四萬圓に減じたり。

同行は廿九年三月には資本金を倍増して千二百萬圓となし、卅二年六月に之が拂込みを終りしが更らに之を増資して二千四百萬圓となし、又次第に海外に於ける支店出張所の數を増加したり。

(二) 日本銀行

日本銀行は歐洲の中央銀行に倣ひ不換紙幣整理の目的を兼ねて起りたるものにして、十五年の創立に係り、當初の資本金は一千萬圓にして外國人は株主となり又は之を買受くるを得ざるのみならず、内國人にても株主たらんには大藏大臣の許

可を得ざる可からずとの事なりし。政府は資本金の半額を引受け之に對しては少許の配當を以て甘んずる事となせり、十八年に政府の分は帝室の持株となり配當も廿年よりは他と同一となすに至れり。同行は開業早々國庫事務の大部分と銀行紙幣の整理銷却との事を擔任し、十九年よりは兌換銀行券を發行し、兌換制實行の衝に當り廿年には増資して二倍となし、總計一千萬圓の拂込をなしたり。

同行創立の當時には中央銀行の任務未だ世人の了知する所とならず、銀行界にては同行を以て國立銀行の恐るべき競争者なりと誤信せしも、事實は之に反し内國銀行の保護者となりたり、其性質より之を云ふも亦然らざるを得ず。同行は廿一年來週報を發し流通銀行券の額準備金の種類數量等を公示する事となしたり。又國債に關しては同行は單に政府の爲めに元利金の支拂等の事となすのみならず、新債の募集舊債の整理等も亦同行に依らざるべからず。又同行は不換紙幣の銷却に對しては之が補助機關となり、之と同時に銀行券銷却の事をも司り、十九年以來兌換券を發行するに及びて、次第に全國の通貨金融を調理するの大任務を負ふに至れり。

國立銀行にて銀行券發行の許可を得る前既に開港場にては金融上の關係より銀行券を發行したる外國銀行ありたり。我爲換會社三井銀行の如きも之に倣ひたるを以て、政府は四年に是等銀行會社の許可なくして銀行券を發行するを禁じたりしも、此業務を外國銀行に壟斷せしむるを欲せず、十一年に横濱第二銀行をして百五十萬圓を限り銀行券を發行せしめたり。然して同行は之に對し總額準備をなし、なほ之が三分の一は公債若しくは地券を大藏省に預け入れたるは、是れは餘り流通せずして之が高は多きも三四十萬圓に過ぎざりしが、十八年に日本銀行兌換券發行準備の成るに至り之が發行を禁ぜられたり。

日本銀行兌換券發行の事は十七年に規定せられ、法律上は十九年一月一日より之を實施することとなり居れど、實際は十八年五月よりして試験的に兌換を實施したり。此規定によれば同行は單に適當と思惟するの準備をなすに止り、又流通兌換券の額に就ては之を大藏大臣に報告するのみにて一般に公示するを要せず、公衆は唯各年期の決算報告により營業の状態を知るのみ、而して實際上引換準備は正金公債及び大藏證券より成りたり。此十七年の兌換制は右の如く引換

準備等に付ては不備なるものありしが爾來漸次に改正せられ又貨幣法の三十年に改正せられたる結果今日にては大要左の如くなりたり。

- 一、兌換銀行券は日本銀行のみ之を發行するの特權を有し、金貨を以て交換すべきものとす。
- 二、兌換券發行額と同額なる金銀貨及び地金銀を置き引換準備に充つる事、但し銀貨及び地銀は引換準備總額の四分の一を超過するを得ず。
- 三、同行は右の外一億二千萬圓を限り政府發行の公債證券大藏證券其他確實なる證券又は商業手形を保證として兌換券を發行する事を得、廿一年の改正には此證券準備發行の分を七千五百萬圓と定め、内二千七百萬圓は廿二年一月一日以降に係る國立銀行紙幣の銷却高を限りとし、漸次發行するものとし、二千二百萬圓は政府發行紙幣銷却の爲め二分利にて政府に貸付くる事となしたり、廿三年より無利子。其後廿三年に至り證券準備の發行額を高めて九千萬圓となし、廿二年には更に之を一億二千萬圓となしたり。斯く卅二年に三千五百萬圓を増加したるに付ては之が運用の方法として政府の企圖したる所によれば、之が千五百萬圓は内地

金融の用に供し支店の増設に力を致さしめ二千萬圓は之を歐米及び東洋各地に對する貿易に於ける金融の用に供し、殊に支那貿易に付ては正金銀行を利用して力を盡さしめんとするにありたり。

四、右の外、同行は市場の形況により通貨の増加を必要とするときは、大藏大臣の許可を得て第三項發行高の外更に政府發行の公債大藏證券、確實なる證券若しくは商業手形を保證として兌換券を發行するを得るも、此場合には發行額に對し一ヶ年五分の五を下らざる割合を以て發行税を收めざる可からずして、其割合は其時々大藏大臣の定むる所によるものなり。

右により我邦にては銀行券統一主義は完全に行はれ、中央銀行なる日本銀行は之が發行の特權を有する唯一の銀行なり（臺灣銀行を除き）。而して兌換券發行は總額準備主義を取り、之が第一の例外として一億二千萬圓を限り無準備發行を許し、第二の例外として發行税を納めて制限外の發行をなし得る事となしたるなり。又同行は毎週兌換券の發行高及び準備に關する平均高表を製し之を官報に公告するの義務を負ふに至れり。又此卅二年法律第五六號により政府は同行にて證

券準備の下に發行する每一ヶ月の平均兌換券高に對し、一ヶ年千分の十二半の割合を以て納税せしむる事となりたり、但し政府の特命により一ヶ年千分の十若しくは其以内の利息又は無利息を以て、政府又は其他の貸付に對しては納税の義務を負はず。而して此税額は卅五年度豫算にては右第四項制限外發行に對する發行税とを合して百十五萬圓許なり。

同行は廿八年に増資して三千萬圓となし卅一年二月に之が拂込を完うしたり。同行兌換券は十八年には前述の如く兌換制實施の準備として發行したるもの故其額も多からず、同年末流通高は三百九十四萬圓に過ぎざりしも、十九年よりは兌換を實施したるにより之が流通高は一時に増加し、それより左の如く次第に増加したり。

十九年末	三九、五四九、八一五圓	廿三年末	一〇二、九三一、七六六圓
廿六年末	一四八、六六三、一二八圓	三十年度末	一九五、八八七、七六一圓
卅二年度末	二二七、四四〇、八〇八圓	卅七年七月末日	二三三、七六六、六四四圓
又卅一年以來各年六月末日に於ける通貨總流通高は（参考の爲め）	二六一、二〇〇、六七六圓	卅二年	二八九、〇八八、四三〇圓

卅三年	三〇二、五八四、六六七圓	卅四年	二九九、〇七五、九一六圓
卅五年	二九二、一九五、八六六圓	卅六年	三一六、七五八、八六六圓
卅七年	三二八、九二〇、二九四圓		
又同行準備金は			
十九年末日	二三、八五五、二三八圓	廿三年末日	四四、六二二、四一三圓
廿六年末日	八五、九二八、四一六圓	卅年末日	六八、三四九、一二九圓
卅二年末日	七四、四二二、七四九圓	卅三年末日	六七、三四九、一二九圓
卅六年八月十五日	一一八、五二四、二八七圓	卅七年八月八日乃 至十三日の平均	一〇六、六一七、六三六圓

(三) 臺灣銀行

臺灣銀行は卅年三月法律第三十八號を以て創立せられたり。同行創立の目的は同島の金融を疏通し經濟上の發達を計り且つ南清及び南洋諸島に對する貿易機關となり且つ一朝事あるに臨みよく同島經濟上の獨立を維持せしむるの基礎となるに足るの全島金融上の中央機關を設くるの必要を認めたるにありて其營業は殆んど普通銀行に同じきの外なほ不動産抵當の下に貸付をなすを得又銀行券發行の特權を有す。其規定の大意は左の如し。

同行は金銀貨及び地金銀總額準備の下に銀行券を發行するを得但し右の外五百萬圓を限り政府發行の紙幣大藏證券日本銀行の兌換銀行券其他確實なる證券若しくは商業手形を保證として之を發行するを得るも其發行額は金銀準備によるの發行額に超過するを得ず此外發行税を拂つて制限外發行をなし得るはなほ日本銀行に同じ。

卅二年三月法律第三五號を以て臺灣銀行補助法發布せられ之により政府は百萬圓を限り臺灣銀行の株式を引受くる事同行は創立より五ヶ年間は前條の株式に對し配當すべき利益金を缺損補填準備金に組入るを得る事等の規定をなしたり(是れより先き政府は議會の協賛を経て一圓銀貨二百萬圓を無利子にて同行に貸付けたり)。

同行は卅二年六月資本總額五百萬圓を以て創立せられ九月に至り之が四分の一の拂込をなし之に政府の貸付金二百萬圓を加えて營業を開始したり。其後の経過は餘り良好ならずと雖決して失望すべきに非ず。總裁以下當局者にして忽ちにして他に逃げ出す等の事なく熱心と忍耐とを以て行務に従事せば他日の發達は見るべきものあらん。

(四) 貯蓄銀行

貯蓄銀行法は廿三年法律第七三號により規定せられ、廿四年一月一日より施行したるものにして、其重なる點は左の如し。

- 一、複利の方法を以て公衆の爲め預金事業を營むものなる事。
- 二、新たに一口五圓未満の金額を定期若しくは當座預けとして引受くるの銀行は何れも貯金銀行の業務を營むものとなす事。
- 三、三萬圓以上の資本金を有する株式會社なる事。
- 四、取締役は在任中に生じたる銀行の義務に就ては連帶無限の責任を負ふものなる事。
- 五、貯蓄預金拂戻しの擔保として預金總高の四分の一より少からざる金額を利付國債證券又は地方債證券を以て備え置き、之を供托所に預け入るゝ事。但し擔保金額が資本金の半額以上に及ぶときは、商業手形及び確實なる會社の債券又は株券等を用ゆる事を得、右預金は各半ヶ年末日現在の預金高により之を定む又預け人は其供托證券に付き優先權を有す。

以上は我邦に於ける貯蓄銀行の普通銀行に異なるの特點なり。元來貯蓄銀行は細民の爲め零碎なる資金を預り之を複利増殖して國民經濟の資金となすを目的とするの機關にして、其預け人の數頗る多く下流社會の者が之が大部分を占め、從て此種の銀行の整否は國民の貯蓄心に關係する所多大なるを以て自ら特別の監督をなすの要あり、其預金四分の一以上に相當すべき有價證券を供托せしめ、其取締役をして連帶無限の責任を負はしむる如き、此趣旨に外ならず。然し現行條例によれば資金運用の制限に關する規定完からず、前編貯蓄銀行の部にて述べたる如く、卅二年六月末日の調査によれば、資本金及び預金の殆んど半額を他銀行への諸預け金となせる如きは、他銀行の手先となり預金吸收機關たるの嫌なきに非ず、且つ貸付けの如きも確實ならざる會社の株券又は債券若しくは價格變動の定まらざる商品等を擔保として、太甚しきは右と同様の有價證券を所有するものあり、故に政府は十四議會に於て是等に關する法律案を提出したるも成立するに至らざりき。

(五) 勸業銀行及び農工銀行

政府は二十餘年前より土地抵當銀行を創立するの計畫ありしも、不換紙幣の増發下落銀價の下落等の爲め好機を得ざりしが、卅一年に至り遂に議會の協賛を経て勸業銀行を打立てたり。

同行は農工業の改良發達の爲めに資本の貸付をなすを目的とし、其資本は一千万圓にして五十ヶ年以内に於て年賦償還の方法により不動産を抵當として貸付をなすものとす。但し年賦償還貸付金總高の十分の一に相當する金額に限り不動産を抵當とし五ヶ年以内の定期償還貸付をなすを得、又法律を以て組織せる公共團體に對し貸付けをなすときは抵當を徵せざるを得、同行は他の普通銀行の如くに手形の割引をなすを得ず、動産質に對し貸付をなすを得ず、預金をなすを得ざるも、預け金をなすを得、同行の特色として勸業債券を發行するを得るなり。即ち資本金四分の一以上の拂込みありたるときは、拂込み金額の十倍を限り債券を發行するを得るも、之に對し少く共毎年二回以上抽籤を以て償還せざる可からずして、償還に際し割増し金を附するの點も亦同行に對する一の特點なり。同行は又勸業債券借換への爲め低利の債券を發行するを得。又同行は毎年準備金として資

本の缺損を補ふ爲め利益總額の百分の八以上を積み立て及び配當の平均を得る爲め利益總額の百分の二以上を積み立つるものとす。

農工銀行の目的も亦勸業銀行同様にして、是れは北海道又は一府縣を以て一の營業區域となし、其貸付に要する條件も大體上略々勸銀同様なり。唯之が最長期限は卅ヶ年なごの外、同行は廿人以上の農業者又は工業者連帶責任を以て資金の借用を申出づるときは、五ヶ年以内に於て定期償還の法により無抵當貸付をなすを得るも、此方法により資金を借入れたる債務者が之を使用するの目的は列擧法により制限せらるゝを以て、此列擧せられたる方法に使用するの條件に非ざるよりは此種の貸付をなすを得ず。又同行も債券を發行するを得るも割増し金を附するを得ず、且つ債券の額は拂込金額の五倍を超ゆるを得ず。又同行は府縣の爲めに金錢の出納取扱ひをなし定期預金をなすを得。

之を要するに勸業銀行と數多農工銀行との關係は、なほ日本銀行の普通銀行に對するが如くならざる可からずして、勸業銀行は常に農工銀行の業務を監視して必要の場合には之に資金を供給する等の事をなさざる可からずと雖、今日にては二

者未だ見るべきほどの發達をなすに至らず。

元來不動産抵當銀行は始めて普の「フレデリック」大王の朝に起り、夫れより瑞西、佛、奧、伊、蘭、諸國の之に倣ふて設立するに至りたるものにて、其目的は困弊に陥り多くの負債に苦しむの農業家を救済し若しくは之が事業に向つて長期低利の資金を供給するに在りて、或は組合より或は株式より成るの差ありと雖、其規定する所は何れも我勸業農工銀行と大同小異なりとす。

不動産抵當銀行の貸付法には債券貸付即ち債券を其儘貸付くるものと、現金貸付とありて前者に在つては借受人は之を借入れたるの後更に之を市場に賣却せざるべからざるのみならず、之をなすに際し債券の相場の變動により意外の損益を來す等の事情ありて不便を免かれざるを以て、今や多くは現金貸付主義を採るに至りたり（我勸業銀行の如きも亦然り）。

以上の外我國に於ける特殊の銀行は北海道拓殖銀行と興業銀行となり。前者は北海道の經營ほゞ其緒に就きたるも適當なる金融機關の設備を缺き、去りとして農工銀行の組織は時機の尙ほ未だ同道に適せざるものあるにより設立せられ、後者

は株券及び債券者の有價證券に對する貸付及び是等證券の引受等を主たる營業の目的とし、其流通を圓滑にし其眞價を維持せしめ以て資本の供給を裕かにし且つ依托業務を併せ營むの目的を以て起りたるものなれど、前者は創業以來未だ多くの年所を経ず、且つ創業者の遣り口餘り細心に失する等よりして業務上未だ見るに足るものなくして、後者は一昨年に至り其業を開始し漸く事業の緒に就くを見るのみ。元來諸國の興業銀行は多くは普通銀行を兼ね營むものなれど、往々にして預金等を投機的事業に害用し爲めに一般公衆を賊するもの尠からざるを以て、我邦にては興業銀行を以て單に前記即ち特殊の目的に供するものにして、預金の如き普通の銀行業務を營むを得ざるものとなしあり。

以上にて我邦に於ける銀行の發達及各種銀行の性質目的に付き之が大要を述べたるを以て、以下我銀行業に關する四五の統計を列擧し以て本講演を完結すべし。

第一 全國各種銀行現在行數及び資本金表（廿七年六月末日）

行 名	行 數	資 本 高
日本銀行	一	三〇、〇〇〇、〇〇〇 円

行名	普通銀行				積立金との比較表 (三十五年十二月末日調)	拂込資本金	積立金	拂込に對する積立の割合
	株式	合名	合資	株式合資				
横濱正金銀行	—	—	—	—	—	—	—	—
日本勸業銀行	—	—	—	—	—	—	—	—
農工銀行	—	—	—	—	—	—	—	—
臺灣銀行	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道拓殖銀行	—	—	—	—	—	—	—	—
日本興業銀行	—	—	—	—	—	—	—	—
貯蓄銀行	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	1505	66	109	2	106	2309	436	436
個人	—	—	—	—	—	—	—	—
株式合資	—	—	—	—	—	—	—	—
合名	—	—	—	—	—	—	—	—
合資	—	—	—	—	—	—	—	—
株式合資	—	—	—	—	—	—	—	—
日本銀行	—	—	—	—	—	—	—	—

第二 全國各種銀行拂込資本金積立金及び拂込みと積立金との比較表 (三十五年十二月末日調)

行名	行數	正金銀行	勸業銀行	農工銀行	拓殖銀行	臺灣銀行	普通銀行	興業銀行	貯蓄銀行	合計
正金銀行	—	18,000,000	—	—	—	—	—	—	—	18,000,000
勸業銀行	—	—	3,250,000	—	—	—	—	—	—	3,250,000
農工銀行	46	—	—	27,657,234	—	—	—	—	—	27,657,234
拓殖銀行	—	—	—	2,100,000	—	—	—	—	—	2,100,000
臺灣銀行	—	—	—	—	2,500,000	—	—	—	—	2,500,000
普通銀行	—	—	—	—	—	184	—	—	—	184
興業銀行	—	—	—	—	—	—	264,530,000	—	—	264,530,000
貯蓄銀行	—	—	—	—	—	—	—	2,500,000	—	2,500,000
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	372,950,062

右に對する前年の合計は左の如し

卅四年合計	361,207,456	67,419,905	18,566
卅三年合計	341,922,711	59,132,211	17,300
卅二年合計	291,682,947	51,521,319	17,677
卅一年合計	256,593,996	40,929,955	15,344
三十年合計	208,215,931	36,116,252	17,344
廿九年合計	167,275,998	58,057,412	34,711
廿八年合計	127,760,109	37,375,943	29,255
廿六年合計	62,916,100	24,275,268	38,500

廿二年合計
十八年合計
十四年合計
十年合計

六二、一八一、三七九
五二、四五六、〇〇〇
四六、八八六、一〇〇
二二、九八六、〇〇〇

一六、一〇六、〇七〇
四、六〇一、三〇五
二、二四九、二八〇
一三七、〇八〇

二五、九〇〇
八、九〇〇
五、一〇〇
〇、五九九

四三八

第三 諸銀行預金表 (卅五年十二月末日調査)

行名
日本銀行
正金銀行
農工銀行
拓殖銀行
臺灣銀行
普通銀行
貯蓄銀行
合計
卅四年合計
卅三年合計
卅二年合計
卅一年合計

預金高
二、二九五、一七六、八三〇
九八七、〇三五、一三〇
一八、二七五、八九九
二、六一五、九六三
五九、三二三、七四〇
六、〇七〇、四三一、九三八
二、三九九、四三四、四一五
九、六八一、一六一、五二〇
八、五一一、一八九、一五〇
九、〇一二、三六八、〇四三
七、六二六、四一〇、一八八
六、三一二、〇五五、六九三

年末殘高
一八、八八七、七九九
五八、四六一、五四九
四、〇〇四、七九〇
四〇〇、五四七
六、六一〇、二六五
五三六、七〇二、八〇二
三三、三一九、〇八八
六五九、四九五、〇五三
五五五、二三三、三五二
六一一、〇七四、五八九
六一〇、二五二、二九八
三九八、七〇七、〇〇三

三十年合計
廿九年合計
廿八年合計
廿六年合計
卅二年合計
十八年合計
十四年合計

五、七七九、三四六、〇〇〇
四、六六五、三五六、九三七
二、八三二、九四四、二八〇
一、二一〇、七二三、六四七
一、二三〇、三八六、六二二
六九二、五四二、一三九
三一九、一六九、七四三

三八二、九七六、一七七
四二九、六四九、三七五
一九一、一三五、四〇〇
六九、八四三、九一九
七二、九〇〇、〇五九

第四 諸銀行貸付割引高表 (卅五年十二月廿日調査)

行名
日本銀行
正金銀行
勸業銀行
興業銀行
農工銀行
拓殖銀行
臺灣銀行
普通銀行
貯蓄銀行

貸付總高
三七三、二八〇
三五九、四一三
一八、五六〇
四、四九七
二八、四〇九
一、六九八
一四、六三八
二、〇五九、一八三
一二七、九九六

年末殘高
五五、三二三
三一、六九三
一七、三二〇
三、二三八
二三、〇八七
二五、一一四
七、八一七
三七六、四六七
四〇、八〇一

割引總高
二二五、二九八
二九三、一四七
|
|
|
|
一五、一五九
一九九八、六九二
一一五、九五二

銀行論

第二編 第六章 日本帝國銀行發達史

四三九

合 計	二、九八八、八九五	五五九、八三八	四四〇
卅四年合計	二、七九六、二五三	五三八、六一二	二、六四八、二四六
卅三年合計	三、一三一、一七一	五〇二、八八四	二、六〇〇、七八二
卅二年合計	三、〇三九、三八九	四二五、三四九	三、一一一、九七九
卅一年合計	二、七九一、八七四	四〇五、二四三	二、七九〇、〇六八
卅八年合計	一、二一〇、三九二	二一七、五〇八	一、七九九、四一一
卅六年合計	五一三、六二四	九五、六五四	七〇三、〇七四
卅二年合計	三八二、九〇一	七九、三〇二	三四二、五九八
十八年合計	二四〇、九七八		一六三、八一九
十四年合計	二二二、五四八		三六、八五五

(勤銀拓殖及び農工の三行は手形の取扱ひなし興銀の分は不明)

普通銀行の貸付金に對する低當別を見るに國債證券一三、〇八一、八二四圓、地方債證券一、二四三、六二九圓、株券其他九四、三一、八〇〇圓、地所家屋一二九、六一二、〇三二圓、雜品三、八三、八六三、七一圓、信用九九、九三一、二八九圓にして合計三七六、四六六、九四五圓なり。又貯蓄銀行の分を見るに國債證券九五〇、三六四圓、地方債證券五、三三四八圓、株券其他一一、一四七、一七八圓、地所家屋一五、四八三、七六六、雜品二、一八七、五九四圓、信用一〇、九七九、二一一圓合計四〇、八〇一、四六一圓にして、比較的巨額

を占むるの株券其他及び信用貸し中には極めて不安全なるもの尠からず。

第五 諸銀行の利益及び配當

卅五年に於ける各種銀行の純益總額は五七、六六二、〇一七圓(卅四年には五三、一五三、三三一圓)配當金は二九、二九二、四三五圓(卅四年には二八、四三一、三三六圓なり)。銀行中には利益あるも配當をなさざるものあるを以て配當をなしたる各銀行に付き其拂込資本金に對する配當の割合を見るに、同年にては日本銀行は一割二分(卅四年も同斷)正金銀行一割二分五厘(卅四年には一割三分)勸業銀行三分三厘(卅四年には九分三厘)農工銀行平均五分九厘(卅四年には六分一厘)拓殖銀行五分三厘(卅四年には三分五厘)臺灣銀行五分四厘(卅四年には六分八厘)普通銀行平均七分三厘(卅四年には七分二厘七)なり。

第六 最近七ヶ年間四月全國金利表

年 次	貸付金(年利)			割引(日歩)		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
卅七年四月	二、一一一	〇、九三	一、〇七	三、三一	二、五四	二、九二
銀行論	第二編 第六章 日本帝國銀行發達史			四四一		

以上の外細節に亘る事は之を略す。

年次	定期預金(年利)		
	最高	最低	平均
廿七年四月	〇、六六	〇、五六	〇、六〇
廿六年四月	〇、六六	〇、五九	〇、六二
廿五年四月	〇、七四	〇、六七	〇、七一
廿四年四月	〇、七六	〇、六九	〇、七二
廿三年四月	〇、六八	〇、六二	〇、六五
廿二年四月	〇、六七	〇、六二	〇、六五
廿一年四月	〇、七一	〇、五三	〇、六五

年次
廿七年四月
廿六年四月
廿五年四月
廿四年四月
廿三年四月
廿二年四月
廿一年四月

丙

年次	當座貸越(日歩)		
	最高	最低	平均
廿七年四月	三、三七	二、七三	三、〇二
廿六年四月	三、四三	二、八二	三、〇九
廿五年四月	三、七九	三、二七	三、五二
廿四年四月	三、九一	三、四三	三、六七
廿三年四月	三、四七	三、〇四	三、二九
廿二年四月	三、三八	二、九四	三、一四

乙

年次	最高	最低	平均
廿六年四月	一、二二	〇、九三	一、〇七
廿五年四月	一、三五	一、〇九	一、二二
廿四年四月	一、四二	一、一七	一、三一
廿三年四月	一、二六	一、〇七	一、一六
廿二年四月	一、一五	〇、九六	一、〇五
廿一年四月	一、四二	一、〇九	一、二五

年次	當座預金(日歩)		
	最高	最低	平均
廿七年四月	一、二一	〇、九九	一、〇九
廿六年四月	一、三三	一、〇八	一、一九
廿五年四月	一、六六	一、四二	一、五三
廿四年四月	一、七九	一、五四	一、六六
廿三年四月	一、五九	一、三六	一、四六
廿二年四月	一、六〇	一、三一	一、四六

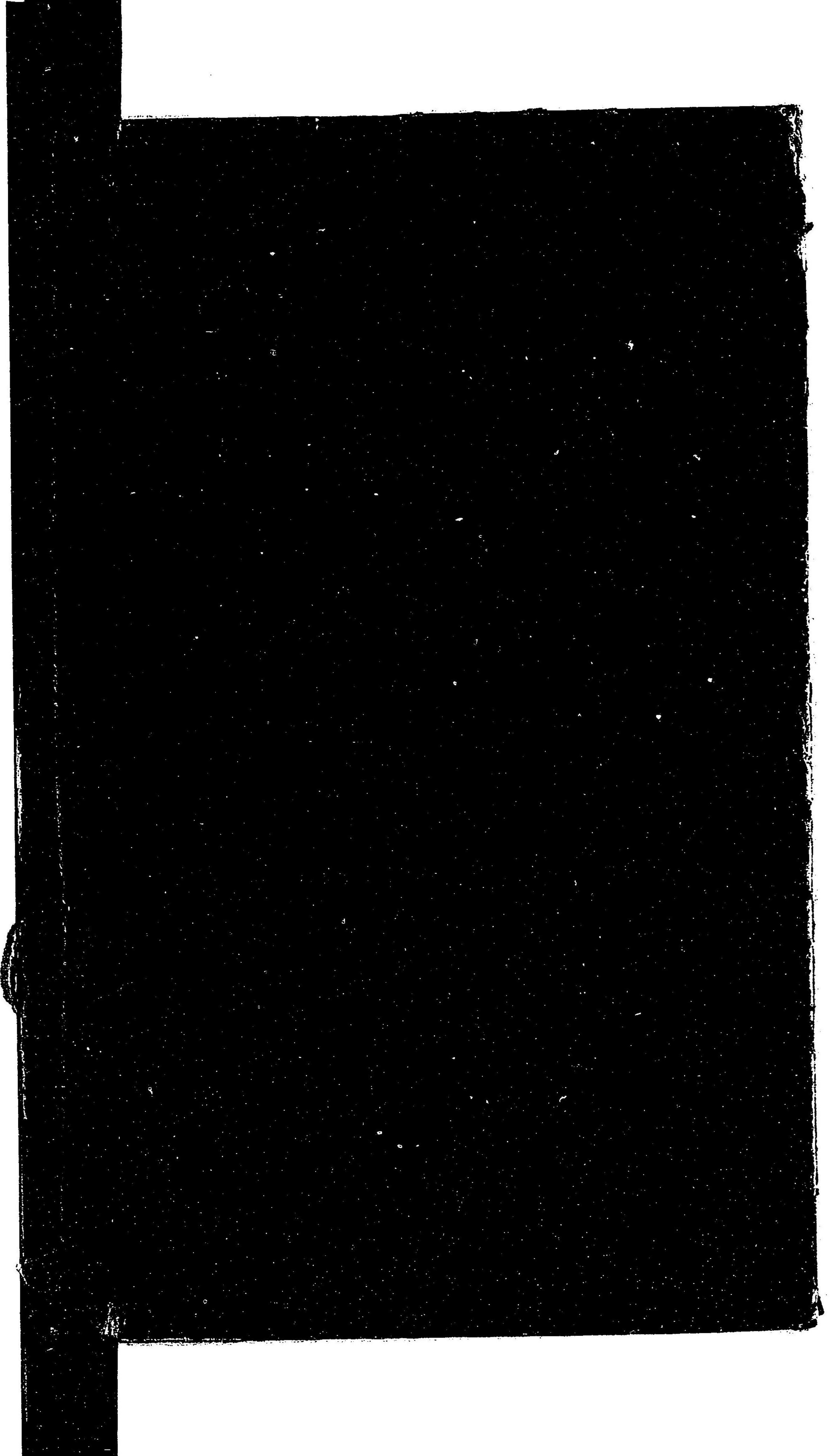
年次	最高	最低	平均
廿六年四月	三、三二	二、五四	二、九二
廿五年四月	三、七七	三、一三	三、四五
廿四年四月	三、九二	三、三九	三、七〇
廿三年四月	三、六二	三、〇一	三、三五
廿二年四月	三、三八	二、七七	三、〇七
廿一年四月	四、〇一	三、二九	三、六五

毛
302

銀行論
完

子
三
三

三



041059-000-4

モ-302卜

銀行論

宇都宮 鼎/述

M38

BDF-0205

